

アルプス公園未整備地の活用に関するサウンディング型市場調査 実施要領

松本市では、アルプス公園南側開園部の未整備地一帯を一つの「エントランスエリア」として捉えた整備計画の具体化に取り組んでいます。計画の具体化に先立ち、このエリアでの利用者サービスの内容や事業手法等を検討するため、市場の動向や事業アイデア、民間事業者の意向等について、民間事業者に広くご意見をお聞きして事業の参考とする「サウンディング型市場調査(以下「本調査」という。)」を実施します。

1 調査の名称

アルプス公園南口便益施設等設置に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的

アルプス公園は、市内の北西部に位置する約 70ha の総合公園で市内外からの多くの方々に利用されています。松本市では本公園の旧まきば山荘跡地である未整備地の活用方針を主軸に、公園全体の更なる魅力向上を図る方向性をとりまとめ、市長に提言を行うための市民会議「松本市アルプス公園魅力向上検討会議」(以下、「検討会議」とする)を令和 4 年 10 月に設置し、市民主体で検討を進めてきました。令和5年5月までの期間における多様な意見の集約を経て、同年6月に、未整備地の活用方針等に関する一定の方向性が提言書(以下、「提言書※」とする)として市に提出されました。

上記の経過を踏まえ、現在、市では提言内容を反映させた今後の整備の事業化に向け、提言書「9. 未整備地と展望広場解体後の利活用について(18 ページ)」の内容の具体化作業を進めています。

未整備地と解体した展望広場が位置する一帯の約 1.1ha の区域はアルプス公園南側開園部のエントランスエリアとなっていますが、軽食を買ったりするところがない、家族と一緒に時間を過ごしたり、食事ができる日陰が少ない、雨天時に使用できる施設が少ない等の課題があり、提言書では飲食スペース・総合案内・用具レンタル機能などを備えた展望施設の再整備が位置付けられています。

そこで、本調査ではこのような機能を有し、公園利用者が心地よく過ごすことができ、快適にくつろげる空間となり得る施設の設置、管理運営に関する民間事業者の意向を把握するための対話(サウンディング)を目的とした調査を行います。

3 参考資料

- (1) 松本市アルプス公園魅力向上検討会議提言書 ～アルプス公園の目指すべき姿について～ 令和 5 年 6 月 26 日
- (2) 対象区域現況図・公園全体図

4 調査の流れ

調査は以下のスケジュールで進める予定です。

内容	期日・期間
調査実施について実施要領の公表	令和5年10月24日(火)
質疑の受付	令和5年10月24日(火)～11月7日(火)12時必着
質疑回答日	令和5年11月17日(金)
対話(サウンディング)のエントリー受付	令和5年11月17日(金)～12月1日(金)
対話(サウンディング)の実施	令和5年12月11日(月)～15日(金)
対話の実施結果の公表	令和6年1月中下旬(予定)

※調査(対話)参加者の数によって、スケジュールが前後する場合があります。

5 調査の対象(参加資格)

調査に参加することができる民間事業者は、事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 参加申込書提出時点で、(指名停止措置要綱等に基づく指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再手続き中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年第77号)第2条に規定する暴力団又は(暴力断排除条例等)に該当する者
- (5) 市税等を滞納している者
- (6) 法人税並びに消費及地方を滞納している者

6 対話内容

本調査の対話では、次の条件に相当する事業についてのご提案やご意向をおききします。

(1) 事業の条件

提言書18ページに記載の「飲食スペース・総合案内・用具レンタル機能などを備えた展望施設の再整備」を対象とし、提案者自らが主体となって実施するもので、提言書の方向性を踏まえた内容であることとします。

(2) お聞きしたい項目

次の項目についてのご提案やご意向をお聞きします。

ア 必須提案項目

- (ア) 実施する事業または整備する施設の内容等
- (イ) 事業の範囲、事業期間等
- (ウ) 事業の実施方式
(指定管理方式/ParkPFI 制度活用/設置管理許可制度活用 等)
- (エ) 既存施設の活用
- (オ) 整備施設等の管理・運営方法
- (カ) 収益性(運営の持続性)

イ 任意提案項目

- (ア) 事業継続が難しくなった場合の施設活用の提案(事業方式や内容の変更などを含めて)
- (イ) その他、事業実施にあたって行政に期待する支援や配慮してほしい事項

7 調査の進め方

(1) 調査に関する質問に対する回答の公表

受け付けた質問に対する回答は、次のとおり事前説明会及び市ホームページで公表します。

公表時期	令和5年11月17日(金)
留意事項	・受け付けた質問に対する回答は、個別には行いません。 ・質問を行った法人名は公表しません。 ・実施要領に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。

(2) 調査(対話)参加の申込み

調査参加を希望される方は、期日までに様式1「サウンディング型市場調査参加申込書」に必要事項を記入の上、メールにてお申込みください。

申込期日	令和5年12月1日(金)
申込先	松本市 建設部 公園緑地課
留意事項	・メール件名は【調査参加申込】としてください。 ・調査参加の申込みが多数の場合、調査実施日や調査時間について調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 調査の実施

アイデア及びノウハウの保護のため、調査は個別に実施いたします。

日時	令和5年12月11日(月)～令和5年12月15日(金)までの期間 各事業者30分から1時間程度 ※参加申込状況等により日程が変更となる可能性があります。
場所	松本市役所 大手事務所6階 会議室A(予定)
実施方法	<ul style="list-style-type: none">・参加人数は、1団体につき5名以内とさせていただきます。・事前に資料等の提出を求めるとはありませんが、参加事業者が必要と考える場合は、当日4部ご用意ください。・調査当日は、市側から質問をさせていただき形式で対話を実施いたします。・必要に応じて、対話実施後に追加対話(書面による対話を含む。)等を実施させていただき場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 調査結果の概要の公表

ア 調査の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

イ 公表にあたっては、事前に参加事業者にも内容の確認を行います。

ウ 参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。ただし、「松本市情報公開条例(平成13年12月20日松本市条例第72号)」その他関連法令の規定に基づき、公開の対象となることがあります。

8 留意事項

(1) 調査及び調査内容の取扱いについて

ア 調査の参加実績は、事業者公募等に係る評価の対象となりません。

イ 調査結果は、当該施設整備の検討以外の目的に使用しません。

ウ 調査内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも調査時点での想定のものとし、何ら約束をするものではないことをご理解ください。

(2) 調査に関する費用の負担について

調査参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) その他

本調査について、ご不明な点等がありましたら、「9 参加申し込み先及び問い合わせ先」までお問い合わせください。

9 参加申し込み先及び問い合わせ先

松本市 建設部 公園緑地課 担当:渡邊幸浩 丸山慶哲

住所:松本市大手3丁目8-13 大手事務所6階

メールアドレス:kouen@city.matsumoto.lg.jp

電話:0263-34-3254(直通) FAX0263-34-3299